

# 「中小企業会計指針チェックリスト」の改訂とその意義

五月二日に「中小企業の会計に関する指針」が改正されたのを受け、TKCC全国会巡回監査・書面添付推進委員会発行の「中小企業会計指針チェックリスト」も第二版へと改訂された。同委員会法令改正等対応小委員会の専門委員として初版から編集に携わる河野勉会員に、今回の改訂ポイント、チェックリストの活用意義などについてご寄稿していただいた。

## はじめに

平成十七年九月に、TKCC全国会巡回監査・書面添付推進委員会法令等改正対応小委員会が発足し、新しく誕生した会社法の「会計参与」と初めての中小企業向けの会計ルールである「中小企業会計指針」（以下、「指針」）について、全国のTKCC会員向けにいち早く分かり易く、役に立つ小冊子を作成することになりました。

「中小企業会計指針のチェックリスト」（以下「指針」のチェックリスト）は、一年後の平



成十八年九月二十七日にできました。

「指針」は、中小企業向けの会計のルールであってもそれは、決して大企業向けの会計のルールと切り離されたものではありません。むしろ、大企業向けの会計基準が基本にあり、その会計のルールをそのまま中小企業に適用できるものと、そうでないものがあることを理解することが

大事であるという視点から、「ぜひとも会計原則ならびに会計基準について最低限知っておかなければならないこと」この「指針」のチェックリストのどこかに記



TKC全国会巡回監査・書面添付推進委員会  
法令改正等対応小委員会専門委員

**河野 勉** 会員 (近畿兵庫会)

こうの・つとむ◎昭和22年生まれ。47年関西学院大学大学院商学研究所修士課程卒業。50年独立開業。52年TKC入会。現在、TKC全国会巡回監査・書面添付委員会法令等改正対策小委員会専門員等で活躍中。

述しなくては」と考えました。

また、会社法が平成十八年五月より施行され、計算書類の内容そのものが大きく変わりました。このように会社法の計算規定（会社計算規則）についても学んでおかないといけないことがあります。

さらに、これが最も重要なのですが、私たちの決算業務は税務基準のみであったといっても過言ではありません。なぜか？ 答えるまでもありません。皆さんが各人で考えてみてください。しかし、税法の会計規定を知らなくては話になりません。申告書が作成できません。従って、当然税務基準についても何らかの形でこのチェックリストに記述することが必要となります。

そこで、借方、貸方に左右に分けてコンパ

クトなスタイル、左のページと右のページの見開きがいいのではないかと考えて、このチェックリストを構成しました。

**「指針」に準拠した決算書をTKC会計人全員が作成しなければならない**

さて、今回、この「指針」のチェックリストの改訂版を出す企画の話がでてきました。このときにわたしは、以前から抱いていた疑問をTKC出版の方につけてみました。

複数ありますが、誌面の都合で一つだけ述べますと、「このチェックリストは、会員の皆さんは利用されているのですか？」ということ。なぜなら、販促（広報）されている気配がなかったからです。

一つ考えられる誤解があるようですので、ここに敢えて述べます。

それは、TKC全国巡回監査・書面添付委員会法令等改正対応委員会は「会計参与マニュアル」とセットで「指針」のチェックリストを成果物として作成したため、「指針」のチェックリストは会計参与と対または、ペアとしてあると考えられているのではないか、ということ。これは、TKC会員の皆様の中にもおられるようです。「わたしは、会計参与に就任し

ていないから中小企業会計指針とは関係ない」という方です。

そうではなく、会計参与とまったく関係なくすべての中小企業の決算書は、この「指針」に準拠してTKC会計人全員が作成しなければならないのです。

ここをしつかり押さえていないと、今から述べることはあまり意味のない文面となります。

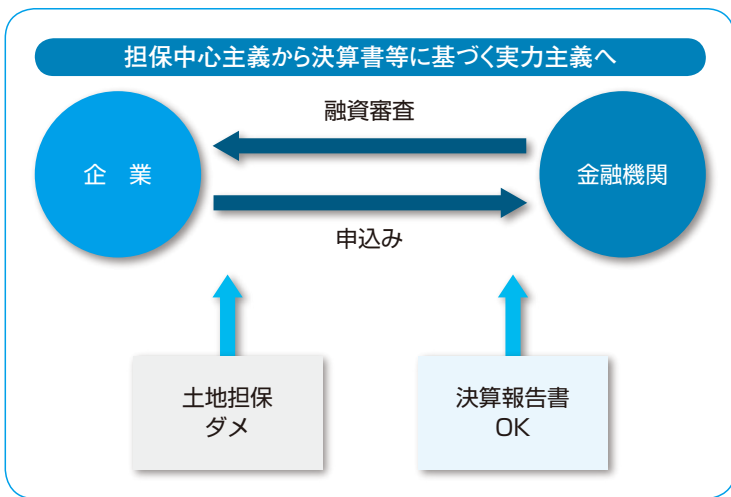
**「指針」に準拠した会計処理・表示方法によって決算書の信頼性は担保される**

なぜ、中小企業の決算書を「指針」に拠って作成しなければならないかといえば、複数意見があると思いますが、次の三点に集約されると思います。

1. 企業の経営実態を、真の姿を決算書に反映させること。
2. 経営者は、自らが自社の経営実態を知ることから将来の経営計画を立案すること。  
決算書は、会計事務所が作ってくれている。經理の仕事だけではダメな時代なのです。人間ドックに入るのは、何故でしょう。健康診断を受けるのは、何故ですか？
3. 貴社の決算書は信頼できるか、金融機関がみているということ。

土地担保、第三者保証制度は、崩壊しました。これは端的に言えば、金融機関が従来の担保中心主義（資産の換金価値）から決別し、決算書等に基づく実力主義（収益構造・財務内容等）に移行したことを意味します。

また、キャッシュフロー・ベースの融資への転換、キャッシュフローを重視した路線にシフトしました。その実質は、計算書類の信頼性（経営計画書を含む）にあるといえます。



会計は、経営実態を的確に描写し、経営の実態を忠実に利害関係者に伝達し、かれらの意思決定に役立つことであるとされます。

**決算書は、会社の姿（実像または、虚像）を反映します。**

(1) 通信簿です

① 融資OKか否か？ の判断（格付時代）

② 取引先と取引を継続するべきか否か？ の判断

(2) 健康診断書です  
③ 新規の取引をすべきか否か？ の判断

わが社は健康体か？ 病気か？ を判断する。

病気であれば、どんな病気をみつけ、その原因の対処療法を考え、解決方法見つける。また、健康体であっても↓健康優良児なのか。普通なのか？

病気であれば、どこが悪いのか？ その病気を治すのに手術が必要か、通院で回復する程度なのかピンキリです。

その病気とは、例えば、

① 資金繰りが苦しい↓金欠病

② つぶれそう↓重症患者であり、集中治療室入りです

③ 成長がとまっている↓ホルモン剤を注射します  
など。

「指針」のチェックリスト改訂版の「改訂にあたって」にも書きましたが、私たち会計事務所からいえば、決算書は申告書と並んで最も重要な製品でしょう。「その製品の品質は高いですか？ 劣悪品ですか？」と問われる時代であるという認識こそが、肝心なポイントです。

巷では、これでもかと言わんばかりの老舗大企業の製品、サービスの品質が問題となり新聞、テレビ等、メディアの格好の題材になっています。

申告書は書面添付の実践（もうすぐ一〇万件）により、その品質を保証（担保）していただきます。

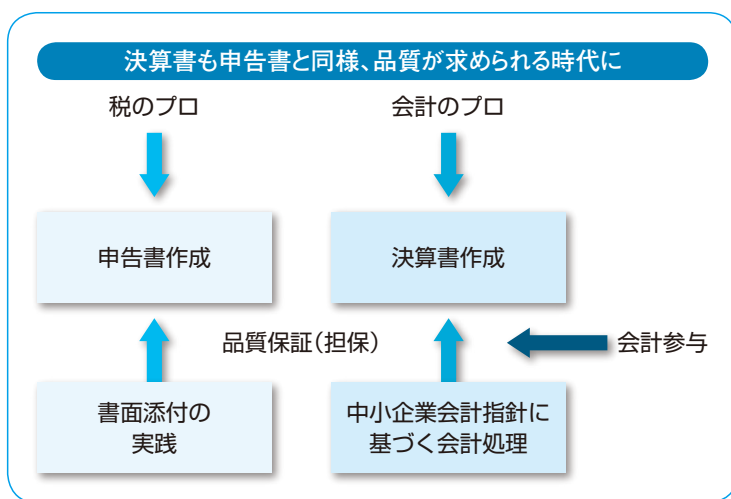
では、決算書は、何によって保証（担保）されるのでしょうか。それは、「指針」に準拠した会計処理であり表示方法なのです。

つまり、会計参与設置会社のためだけの中小企業会計指針ではなく、全国の中小企業の決算書の品質を高めるためには、この「指針」に基づいた会計処理ならびに表示をしなければならぬ時代に突入しているのです。

T K C 会計人は、税のプロであると同時に会計のプロであるべきです。

その上で、経営者は、自社の経営実態を把握し経営を舵取り、金融機関は、信頼できる決算書を担保に資金を中小企業に融資します。

決算書も申告書と同様、品質が求められる時代に



**中小企業の会計ルールとして順次反映されている国際的な会計ルール**

国際会計基準が求めているものの中心は、企業の経済実態の透明性です。そのため、次のことを特に要求します。

1. 資産計上はより実在性を厳しく反映させる会計処理

## 2. オフバランス取引のオンバランス化

## 3. 時価評価

## 4. キャッシュフロー計算書の作成

ところが、従来わが国の会計処理は、昭和二十四年に制定された企業会計原則を中心とした公正なる会計慣行に委ねられてきました。しかし、平成十年を境にして「商法、ビッグバン」に続き、「会計ビッグバン」とよばれる会計基準の矢継ぎ早の制定がこの十年間でなされました。

その中で、一つの取引を会計処理するときには複数の会計処理が認められている場合に、同一企業の期間比較、企業間比較、あるいは国家間比較可能性の観点から問題となります。解決方法の一つは、複数の会計処理を認めないことです。わが国の会計基準と国際会計基準の最大の論点はここにあるわけです。

現在、両者の基準の大きな相違点の一例として、「のれん」の会計処理があります。日本の会計基準は、合併・買収の対価として取得した「のれん」の償却を求めているのに対し、国際会計基準は「のれん」の償却を不要であるとし、減損を認識した場合に減損処理を求めています。当然両者の会計処理には、どちらの会計基準に拠るかで利益に与える影響は、多大なるものがあります。

このように、国によって会計処理が異なる

場合はどうすべきか。そのため、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）は、二〇一一年六月までに国際会計基準との違いを解消し、国際会計基準理事会（IASB）と全面共通化で合意しました。

例えば、リース取引を賃貸借処理と売買取引の双方を認めていた日本の会計基準に対し、国際会計基準は賃貸借処理を認めず、売買処理のみでした。

そこで今回、ASBJは、平成十九年三月三十日に「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第一三三号）を発表し、リース取引は、売買処理をすることになり、B/Sにオンバランスすることとなりました（具体的には、リース資産とリース債務を計上します）。

また、棚卸資産の評価基準ならびに評価方法についても両基準に相違点がありました。評価基準として、わが国は、原価法と低価法の選択適用を認めていましたが、国際会計基準は低価法のみでした。棚卸資産会計基準（平成十八年七月五日）企業会計基準第九号では、棚卸資産の評価基準は低価法に一本化されました。

また、評価方法として、平均法、先入先出法、後入先出法等が認められていますが、国際会計基準は、後入先出法を排除しているた

め、今回ASBJは「企業会計基準公開草案第二五号棚卸資産の評価に関する会計基準（案）」（平成二十年三月三十一日）を公開しました。ここでは、棚卸資産の評価方法から後入先出法を削除しています（平成二十二年四月一日以降開始する事業年度から適用）。このように、どんどん日本の会計基準は、国際会計基準との整合性を図るため変わってきています。

この会計基準は、あくまでも大企業の会計ルールですが、この会計ルールが中小企業の会計ルールである「指針」に順次反映されてきているのです。

棚卸資産の評価基準は、平成二十年五月一日の改正版「指針」に採り入れられました。「指針」は、大企業の会計基準が制定される都度、タイムラグを経て改正されています（四団体は、「指針」を毎年見直すとしています）。また、大企業の会計基準は国際会計基準とすり合わせるため、逐次改正されています。

### 中小企業の決算書の信頼性に 金融機関からも高い注目

このように、「指針」は、中小企業の会計ルールであっても、国際会計基準の影響は大であることが解ります。以上簡単ですが、「指



針」↑「会計基準」↑「国際会計基準」との関係を取り戻さなければ、平成二十年版の「指針」に採り入れられたのか。また、棚卸資産の評価基準の場合もそれと同様の関係があることをみてきました。今回の指針のチェックリストの改正にあたり、このことを意識して加筆しました。

最近、金融機関も決算書が中小企業会計指針に基づいて作成されているか否かに関心を持ち始めています。

信用保証協会の「チェックリスト」に加えて近年は、日本税理士連合会の「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストが活用されてきました。このチェック項目は、信用保証協会のそれに比して詳細性において優れていると思われます。

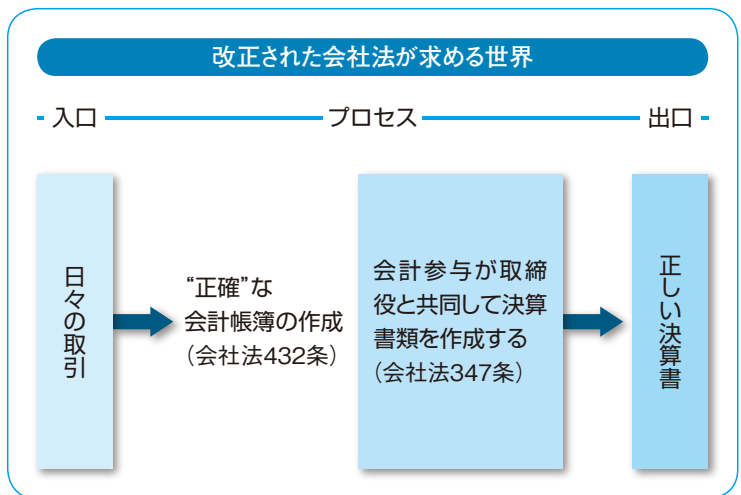
逆に言えば、それほど金融機関は、中小企業の決算書が信頼性に足るものであるかに注目しているわけです。

一方、法的側面でも、これまで中小企業の計算書類の信頼性を高めるといふ課題は、大きなテーマでした。これを解決するため、会社法は、次の二つの大改正を行っています。

### 1. 記帳条件の明確化

### 2. 会計参与制度の創設

この改正は、会社経営の健全性の確保に向けた改正といえます。



### 【会計参与制度の創設】

会計参与は、取締役と共同して、計算書類を作成することとされており（会社法第三七四条）、そのねらいは、計算書類の虚偽記載や改ざんを防止し、計算書類の正確性を担保する制度であることです。つまり、信頼できる決算書の担保となるべく会計参与制度が創設されました。

## 改訂版チェックリストの活用で より「素顔美人」の決算書作成を

改訂版は、平成二十年五月一日に改正された「指針」を織り込みました。

1. 新しく指針に新設されたリース取引項目について

2. 棚卸資産の評価に関する会計基準（平成十八年七月五日）について  
を中心に改正しています。

今求められているのは、会社の経営実態の素顔であり、このチェックリストを活用して贅肉や垢をおとし、素顔美人の決算書を作成する一助となれば幸いです。

このチェックリストを上手に使う一つの方法としてお薦めは、

1. 初年度は、左右見開きのままテキストとして利用します

2. 翌事業年度からは、右半分のみを決算時のチェックリストとして利用します  
ということですが。

この点を配慮して、今回の改正時に右半分の「指針」の求める会計処理並びに表示方法に準拠しているか否かのチェックリストとして利用できるようにプロフィット（PROFIT）から出力できるようにしましたので、

ぜひご利用ください。